

2024（令和6）年度
京都市国際交流・多文化共生審議会
提言書

京都市国際交流・多文化共生審議会
2025（令和7）年3月

本提言書の提出にあたって

2021（令和3）年6月に設置された本審議会では、前身の「多文化施策審議会」の流れを受け、おおよそ2年に一度、市に対して提言を行うこととしている。

本審議会の第1期となる昨期は、「外国籍市民等が、より生き活きと暮らせる環境づくりに向けて」をテーマに2021（令和3）年度から2022（令和4）年度にかけて協議を行い、2023（令和5）年5月に市長へ提言書を提出したところである。

今期においては、「国際化推進プラン点検委員会」及び「多文化施策審議会」が本審議会に統合された趣旨を踏まえ、従来の多文化共生に係るテーマに加え、国際交流に係るテーマも設定し、提言に向けた協議を行うこととした。そして、国際交流に係るテーマとして「市民・民間主体の国際交流の裾野の拡大と担い手の育成」を、また、多文化共生に係るテーマとして「外国籍市民等の地域コミュニティへの参画と、多文化共生の担い手の育成」を設定し、2023（令和5）年度から2024（令和6）年度にかけて、それぞれ現状や課題、取り組むべきことについて議論を重ねてきた。

新型コロナウイルスの収束以降、日本と海外諸国との間で人々の往来は一気に加速しており、交流の機会も拡大している。また、2024（令和6）年12月末時点での京都市の外国籍市民数は61,329人となり、3年連続で過去最高を更新した。

本提言は、こうした背景を踏まえ、市民・民間主体の国際交流や、多文化共生のまちづくりの一層の推進が図られることを期待して行うものである。

京都市国際交流・多文化共生審議会

2025（令和7）年3月

提言 1 都市の魅力や活力の向上、市民生活の豊かさの向上に向け、市民・民間主体の国際交流の裾野の拡大と担い手の育成に取り組むこと。

【具体的な提言内容】

- 若い世代をはじめとする市民の国際交流に対する興味や関心を高め、交流の機会の増加につなげるため、民間団体等が実施する事業や取組の積極的な周知に努めること。加えて、京都市が実施する国際関連の事業や取組が市民に伝わるよう、情報発信の工夫に取り組むこと。
- 市民が国際交流の活動を始めるうえで、仲間づくりを円滑に進めることができるよう、既存の団体の活動状況など必要な情報を得られる場を提供すること。加えて、団体同士や、団体と活動希望者が交流できるよう、行政として積極的な役割を果たすこと。
- 市民・民間主体の国際交流の活動が、継続・発展していくよう、必要な助言や相談に応じる仕組みを整えるとともに、活動内容の情報発信をサポートすること。

【提言の背景】

京都市では、9つの姉妹都市との幅広い交流や、特定の分野で市民間の交流を行政が支援するパートナーシティの枠組みなどを生かし、市民・民間主体の国際交流が進められている。しかしながら、京都市市民生活実感調査において、「市民、民間主体の国際交流が行われ、様々な世代で外国文化への関心や理解が高まっている」と感じている市民は現状で3割程度にとどまっており、決して多いとは言えない。また、近年の外国人観光客の急増は、一部観光地の混雑・マナー問題などの観光課題を発生させ、市民生活に影響を及ぼしており、市民の国際交流への関心の低下につながりかねない。

国際交流を通じて異なる文化的背景や考え方、多様な価値観に触れ、認め合うことは、グローバル化が進む社会に対応できる人材の育成、経済・文化芸術・学術におけるイノベーションを起こす原動力となり、個人、地域、企業、ひいては都市の魅力や活力の向上、市民生活の豊かさの向上につながる。

今後も様々な分野において交流を深めていくためには、とりわけ若い世代を中心に、国際交流への関心を高め、参加する人を増やす中で、交流の幅を広げ、発展させることのできる人を育てていくことが求められる。これらを踏まえ、本提言は、①国際交流に対する興味・関心のきっかけづくり、②交流活動の仲間づくりのサポート、③交流活動の継続・発展のサポートのそれぞれの段階に応じた取組が進められることを期待し、行うものである。目指すべきは、あえて「国際交流」と言わなくても、誰もが日常生活の中で国や文化の違う人々と友人になったり、共に働いたりしながら、互いの違いを尊重しつつ自然に交流することが当たり前になっている都市の姿である。

提言 2 国籍や文化の違いに関わらず、すべての人が互いに尊重し、支え合える多文化共生社会の実現に向け、外国籍市民等の地域参加の促進やそれを支える担い手の育成、その前提となる日本人の外国籍市民等に対する理解や交流参加の促進に取り組むこと。

【具体的な提言内容】

■外国籍市民等の地域参加と担い手育成

- 外国籍市民等が地域に参加し、担い手として活躍いただけるよう、外国籍市民等の活動の場や機会の拡大に取り組むとともに、外国籍市民等と地域住民を橋渡しするコーディネーターを育成すること。また、その前提として、多様な形での日本語学習の機会の創出・充実のための施策を積極的に実施すること。
- 外国籍市民等の地域参加に関わる自治会や交流イベントなどの情報不足の改善のため、多言語化をより一層推進するとともに、ICT を活用したシームレスな多言語相談、区役所や国際交流会館における情報提供の充実等をさらに推進していくこと。

■外国籍市民等に対する理解及び交流参加の促進

- 日本人による外国籍市民等への誤解や偏見等の心の壁を解消し、地域で温かく迎えるとともに、外国籍市民等が安心・安全に暮らせるよう、市民しんぶんやSNS等の多様な媒体により、外国の文化や生活習慣、地域で活躍する外国籍市民等を紹介し、日本人の外国籍市民等に対する理解促進に向けて取り組むこと。
- 市民団体や民間による相互理解を促進する取組が数多く創出されるとともに、日本人に相互交流の大切さや楽しさが伝わるよう、活動に対する事業面や広報面での支援を行い、日本人の交流参加を促すこと。
- 地蔵盆や夏まつり等の地域の行事に、外国籍市民等も参加し地域と交流できるよう、地域と行政が連携を強化すること。

【提言の背景】

近年、国においては、2024（令和6）年6月に現行の技能実習制度に代わり、外国人材の育成と確保を目的とした「育成就労」制度を創設する改正出入国管理法が可決されるなど、日本全体で在留外国人の更なる増加が見込まれている。

京都市においても、外国籍市民数は、2024（令和6）年12月末には、3年連続で過去最高を更新し6万1千人を記録するなど急増しており、それに伴い全市民に占める外国籍市民等の割合も増加している。とりわけ、国籍別では、10年前は全体の約6割を占めていた、特別永住者を含む韓国及び朝鮮籍の方が大幅に減少し、ベトナム、ネパール、ミャンマーなどの東南アジア諸国からのいわゆるニューカマーが大きく増加している。また、在留資格別においても、2023（令和5）年末に、統計開始上初めて、留学が特別永住者を上回るとともに、就労目的の方が伸長しており、

付随して家族滞在の方も増加傾向にあるなど、外国籍市民等を取り巻く状況は大きく変化している。

このように、多くの外国籍市民等が地域社会の一員として生活している状況であり、行政においても、外国籍市民相談窓口の設置や、多言語化への対応、日本語学習機会の提供などの受入環境整備を京都市国際交流協会等と連携しながら推進しているところであるが、上述のような新たな背景の方々の増加は、新たな文化に触れる機会の増加でもある。この新たな状況をチャンスと捉え、対応していくため、これまでの取組を継続しつつ、充実させていく必要がある。

また、地域において、外国籍市民等については、言葉や文化、生活習慣の違い等から地域コミュニティへの参加が難しい状況があり、加えて、受入側の日本人においても、外国籍市民等に対する誤解や偏見等が存在しており、それが地域でのトラブルに発展するケースも生じている。さらに、インターネット上を含むヘイトも依然後を絶たず、外国籍市民等が安心・安全に暮らせる環境を阻害している。こうしたことから、今後、多文化共生の意識をより一層醸成し、多文化共生社会の実現に向けた相互理解を推進させていくことが必要である。一方で、出入国在留管理庁が2023（令和5年）度を実施した「在留外国人に対する基礎調査」によると、日本人との交流や、地域のお祭り・催し等への参加を希望する外国籍の方もおられるものの、地域での情報アクセスがないために、地域活動についての情報不足から参加できていない状況も見受けられる。こうした中で、市民に身近な各区役所・支所や学校等の教育現場など行政が果たすべき役割、京都市の国際交流・多文化共生の拠点である国際交流会館の役割が一層重要になっている。

こうした状況を踏まえ、本提言書では、国籍や文化の違いに関わらず、すべての人が互いに尊重し、支え合える多文化共生社会の実現を目指し、外国籍市民等と地域住民双方への施策の実施・充実を提言するものである。

**2024（令和6）年度
京都市国際交流・多文化共生審議会
提言書**

2025（令和7）年3月発行

京都市国際交流・多文化共生審議会
事務局：京都市総合企画局国際交流・共生推進室

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地

TEL:075-222-3072 FAX:075-222-3055

E-mail: kokusai@city.kyoto.lg.jp